

平成25年度 第1回 平塚市介護保険運営協議会 議事録

平成25年7月25日(木) 13:30~15:00

南附属庁舎2階 E会議室

出席者(出席委員)

上野会長 越光副会長 小宮委員 足立委員 岩本委員 岡本委員 清田委員
大畑委員 柳川委員 小幡委員 増井委員 石内委員 飯田委員

(13名出席)

(事務局)

河野介護保険課長 諸伏課長代理 高梨主管 佐藤主管
高橋主査 熱田主査 中間庭主任

I 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者は1名。

II 議事

報告1 平成24年度介護保険事業の施行状況について
資料1に基づいて事務局説明。

《質問・意見》

第1号被保険者に対する認定者数の資料で「65~75歳」と「75歳以上」に分けて数値が出されているが、「75歳以上」の部分でもう少し細かい年齢で分けた数値がわかれば、次回で構わないので教えてほしい。

介護保険制度が始まって、様々な職種の方々が携わるようになり、また、利用者は色々なサービスを受けられるようになったこともあり、長生きされる方が増えていると感じる。認定者数の推移は、今後の介護予防サービスのあり方にも関係してくると思う。

<事務局>

数値の資料は次回までに事務局で用意させていただく。

《質問・意見》

市から介護予防に関するアンケートが送られたが、その内容にもう少し工夫があるといい。介護予防の予算は、次世代に向けてさらに効果的に使ってほしい。

<事務局>

アンケートの内容等については、主管課の高齢福祉課へ伝えさせていただく。

議案1 地域密着型サービスの指定について

※非公開案件

議事に入る前の確認事項

本議案について、事業者自身や従事者等に関する人員、設備、運営等の内容が含まれており、公開することにより当該法人の権利・競争上の地位、その他正当な利益を害する場合は、「平塚市介護保険運営協議会規則 第5条 ただし書き、その他会長が特に必要と認めたときは、協議会の議決により、公開しないことができる」の規定により、議案1は非公開とする。

III その他

事務局からの報告

- ・第5期介護保険事業計画 地域密着型サービス整備状況について
資料3に基づいて事務局説明。

《質問・意見》

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用状況はどうか。また、市民からの要望等はあるか。

<事務局>

利用者は現在7名のみ。また、すべての利用者が併設の有料老人ホームの方という状況が続いている。平成24年11月から開所ということもあるが、日頃から、サービスの対象を拡大するよう継続的に協議を行っており、先日も市内

の訪問介護事業所との連携について情報交換を行った。また、今のところ市民からの要望等はない。

《質問・意見》

国が新しいサービスを設けた経過等について、一般の人にはわかりづらいので、そういった説明や資料があるとわかりやすくなる。工夫していただきたい。

〈事務局〉

検討させていただく。

《質問・意見》

介護保険事業計画は、行政の役割として策定するものなのか。

〈事務局〉

介護保険事業計画は、施設の整備計画も含め、行政の役割として策定するものである。現在、次期計画の策定に向け動き始めている。

《質問・意見》

介護施設・事業所の指導・監督等はどこが行っているのか。苦情相談等の有無に関わらず、しっかりと指導する必要がある。

〈事務局〉

地域密着型サービスは、市が指導等を行う立場であり、集団指導講習会や実地指導を行っている。広域型サービスは、県が監査や実地指導を行っているが、場合によっては、県と市が合同で指導を実施することもある。

《質問・意見》

多くの利用者の方々は、介護施設や事業所に対して感謝の気持ちが先に出てしまい、不満や苦情は言いづらいものである。したがって、介護施設や事業所は、利用者と十分なコミュニケーションをとる必要がある。

《質問・意見》

そういった部分について、介護施設や事業所は地域との意見交換等の機会はあるのか。

《質問・意見》

地域密着型サービス事業所は運営推進会議等の設置が義務付けられている。広域型サービス事業所についても、会議の設置義務はないものの、地域との関わりは大切にしていかなければならない。

〈事務局〉

市では介護相談員制度を実施している。相談員を施設に派遣して、利用者の疑問や不満、不安などを直接聴いたり、施設等の担当者と意見交換を行ったりするなど、施設等と利用者の橋渡し役になっている。

《質問・意見》

介護相談員は、どのような施設に派遣されるのか。

〈事務局〉

地域密着型サービス施設をはじめ、特別養護老人ホーム、老人保健施設へ派遣している。

《質問・意見》

地域密着型サービス事業者選考委員会について伺いたい。

〈事務局〉

平成25年4月から施行された平塚市附属機関設置条例により設置されたものである。委員は介護保険運営協議会から3名、行政から福祉部長、介護保険課長の2名、計5名で構成されている。今回、地域密着型サービス事業所公募に複数の応募があり、40項目を超える基準により審査を行い、1事業所を選考した。

次回の運営協議会の開催は、10月下旬を予定している。

IV 閉会